

公益財団法人
全国里親会

里親だより

第110号

掲載内容

巻頭エッセイ 「里親の日」全国一斉里親啓発キャンペーンを実施して * p.1

全国里親会新体制 * p.2 ~

新理事・評議員・監事紹介 * p.4

里親制度の運用 ここがフシギ④ * p.5

里親支援の新しい取り組みが始まります * p.6 ~

RFC代表理事の藤めぐみさんに聞く * p.8 ~

性的マイノリティと社会的養護

私の養育体験 京川 誠さん * p.10 ~

里親会員についてのアンケート * p.12 ~

ホットピックス * p.14 ~

おすすめの本「74歳、今まで生きてきた中で一番幸せです!」 * p.16

「スーパー母さんダブリンを駆ける一四〇人の子どもの里親になった女性の覚え書き」

巻頭 エッセイ

「里親の日」全国一斉里親啓発キャンペーンを実施して

NPO法人 日本子ども支援協会 岩朝 しのぶ

里親の日（10月4日）に展開した全国一斉里親啓発キャンペーンに、多くのご賛同とご参加をいただきありがとうございました。

おかげさまで、全国94か所で配布し、その様子は各紙の地方版に取り上げられました。Yahooニュースでも話題になり、安倍総理夫人がチラシを持って撮った写真をFacebookにアップしてくださいました。このこともあって、多くの方々に啓発することができました。夫人のお力添えに感謝しています。

どうやったら里親を広く知らせることができるか？ どうすれば里親は増えるのか？ と、ここ数年考えてきました。どうやら他県の事情も似ていて、どこでも同じ問題を抱えていることがわかりました。「家庭養育を推進していきたいけれどそれを担う里親が足りない」という報道を幾つも目にしました。啓発する予算がないということも多くの自治体・里親会の悩みでした。私に何ができるだろう？ 同じ悩みを抱えているのならそれをまとめて解決する方法はないものか？ それぞれが「点」で活動しているものを「面」の活動にできないか？ と今年3月から計画を立て、NTTドコモの助成金に申請し、書類審査、プレゼンテーションなどを通過し、助成金決定通知をいただき、チラシ作成に取りかかりまし

た。こうして10月4日を迎えました。

しかし、反省点も数多くあります。チラシに予算の大半を使ってしまったので“のぼり”などのアイキャッチ・アイテムを準備していなかったこと、問い合わせ欄を工夫して各自自治体の電話番号を入れ



▲10月4日安倍昭恵総理夫人 Facebookより

られるように空白にしておけばよかった、と後から気がつきました。駅などでの配布の際の申請方法の説明も添付すればよかったと反省しています。気がついたことを来年に生かし、さらに大きな社会的アクションを実施できるように準備していきたいと思っています。

また、2011年から岩手県里親会・全国日蓮宗青年会と共に実施している震災支援レスパイトツアーも続けていきます。

そして何より、私は養育里親として一緒に暮らしている子どもとの生活を大切に丁寧に関わりながら活動していきます。

全国里親会新体制

◆ 会長就任のご挨拶

公益財団法人全国里親会 会長
河内 美舟



錦秋の山々が、青空と共に美しく多くの方々の心を癒す頃となりました。全国里親会のみなさま、如何お過ごしでいらっしゃいますか。本年、4月14日の熊本地震・10月21日の鳥取地震に被災された方々に、衷心よりお見舞い申し上げます。さぞかし、ご不自由なことと拝察いたしますと共に一刻も早く復興出来ませうよう念じ申し上げます。

さて、私事、茲に全国里親会の会長就任にあたり、謹んでご報告とご挨拶申し上げます。

みなさまにおかれましては、既に各方面からの情報でご承知のことと存じますが、昨年来より内閣府及び厚生労働省当局から、公益財団法人としての運営上の在り方が問われ、ご指導指示等を頂いてきました。この経緯から予て国行政指導を含めた厳しくも由々しき事として、内閣府勧告となったことは、図らずも法人許認可機関である厳しい改善指導でも有ります。

このことは、新聞紙上にて報道され、全国津々浦々にわたり、里親会員の皆様方に大きな不安と全国里親会に対する不信感に及んだことは言うまでもありません。

そこで、全国里親会は、公益財団法人としてのコンプライアンスとガバナンスを根幹とした新体制組織構築により、不肖ながらも私が当会の代表理事・会長を仰せつかることになりました。

勧告後の、大きなリスク内容と来年度から施行される児童福祉法改正の新制度施行を眼前に、皆様方の多くの要望重なる課題を前任者から継承が必至であります。そうした渦中に浅学非才な私ではありますが、微力ながら畏れ多くも当会の代表理事・会長を拝命致す決心を致した次第であります。

私事、昭和53年5月、36歳で2歳8カ月の心身障害児を受託して、以後実子3人、ベトナム難民児3人を含む社会的養護児童3人併せて10人の子どもたちの養育のご縁を頂き今日に至っております。この間、社会福祉事業を運営し社会福祉法人創設から児童福祉（ファミリーホーム・放課後デイサービス・保育園）・障害福祉・高齢福祉や地域医療サービスを提供させて

頂いてきました。今日までに、先輩役員諸氏が築き挙げられてこられましたご功績・ビジョンを大切に受け止め、これらを継承しながらも、私のこうした経験を腐葉土とし、里親会機能の一端となれるよう努めてまいる所存です。

然し、複雑多岐にわたる社会情勢は厳しく、子どもの困窮・大人的生活困窮も相俟って思料しなくてはならないと思います。また、その概要を踏まえて、様々なニーズに対応できるように多くの皆様方のご指導やご支援を仰ぎつつ全国の里親さん・子どもたちや社会的養護児童のために寄与し全力投球いたす所存でございます。

新体系が整備される方向付けに、去る平成28年10月13日、評議員5人に加えて翌14日に理事6人・監事2人が新役員に決定いたしました。これまでの半数の人員配置は厳しいものだと思いますが、勧告後のプロセスからこの配置数は、已むを得ない状況だと思われれます。

その後、会長・副会長2人が推薦され、早速に喫緊の業務と勧告改善終息体制業務と新体系概要整備作業計画の運びとなり同日午後、急務とされる内閣府及び厚生労働省家庭福祉課へ新体系発足による、公益財団法人全国里親会再構築の報告とご挨拶をさせて頂きました。

今後の活動に対し、真摯に目標を掲げ一日も早く軌道修正を踏まえた勧告問題の改善終息に向けた展開を実行していく旨を申し上げさせて頂いたところです。

新体系構築の初回理事役員会において、緊張感漲る中、新規役員一同が新たに審議した事項は、これまでの組織にある、課題山積の事業内容の見直しと継続性の相互関係を検討していくことにありました。

そこで、平成28年10月、児童福祉法改正から平成29年度当初施行となる、改正の概要に、全て児童は、児童の権利である生活の保障・愛され、保護され、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどを根幹として、家庭と同様の環境における養育の推進を謳った制度上に位置付けが明確に示されています。『これらの規定に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要である』等々の法的位置づけは大なるものであり、今後の里親委託推進が強く望まれていることが表出されているようです。

こうした概要において、新制度施行と共に勘案する

こととして、あらゆる角度から検討しながら、ガバナンス&コンプライアンスのもと、法人運営第三者委員会を筆頭とした新体制組織を作りました。

冒頭に考慮のブロック機能を高め、各地の里親さんや子どもたちの実態を把握し、相互扶助の手立ての方向付けの必要性を皆さんにご理解頂きたいと思ひます。

これまで、都道府県地区において8ブロックの各代表が理事役員・評議員としてご尽力されて、各地の里親会と中央組織との調整や、研修会などを通して、子どもたちの養育や発達・生活面などの展開によりよい関係を築きあげられた事はかけがえのないものと思ひます。

新体系で、こうした役割を更に充実させる為に全国里親会ブロック長会議の定例会議を2月頃とし、別に臨時会議を以って全体調整を検討していく所存です。

そうして、事業活動委員会・各研究会を活性化させ、躍動感と各々が持てるノウハウが発揮でき、相互が認知し合える情報交換の場作りをしたいと思ひます。

勧告処理対応は、今しばらく続くことと思われますが、只今、事務局体制改善と専門家起用においていち早く改善終息に向け努めている処です。

里親会のみなさま方や、関係者の方々に大変なご迷惑をおかけしている処ですが、関係者一同、新体系構築の歩みと共に公益財団法人全国里親会としてのモチベーションを高め、ガバナンス&コンプライアンスを運営基盤とした、運営の透明化を図り、信頼回復と柔軟な組織体制の機能進展に努めて参ります。結びに、里親会の皆様・関係者の方々の深甚なるご理解とご支援を賜りたく、衷心より切にお願い申し上げます。

◆ 退任ご挨拶

星野 崇

会長を勤めさせていただき4年半になります。これまで皆様からご協力を賜りありがとうございました。衷心より感謝申し上げます。

皆様におかれましては、既にご承知のことと存じますが、全国里親会は、今年2月16日に内閣府の立ち入り検査を受け、3月3日付けで指摘事項に対する報告書の提出が求められました。

指摘事項に対しては、3月18日に報告書を提出しておりますが、その後、さらに、3月23日には、委員会事務局審査監督官から理事会の認識が不十分のため、「今後の公益財団法人としての取り組みについて」評議員会を開催のうえ、評議員の意見をまとめて提出をするよう指示があり、5月11日に検討結果を報告しました。その報告に対して、7月22日に勧告がありました。公益法人としてのガバナンスの意識が不足していたことが大きな理由ではありますが、里親会員の皆様方に変なご心配をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

立ち入り検査当日や勧告のあった日には、一部不正確な記事の内容ではありましたが、新聞でも取り上げられ、皆様方には大きな不安と全国里親会に対する

不信感を抱かせたことはいふまでもありません。

全国里親会としては、不正や流用等の経理上の問題はありませんでした。勧告に対しては、真摯に対応の上、種々改善の措置を講じていくこととして、8月29日付で「勧告に係る措置状況報告」を提出しております。評議員、理事の選任につきましては、第三者委員会である「業務改善特別委員会」(平成28年6月22日理事会設置承認)の提言を全面的に取り入れ、さらに、厚生労働省・内閣府の意向も勘案の上決定することになりました。

新しい役員、評議員を選任し、公益財団法人全国里親会として再出発することになったわけですが、事務局体制についても、事務の軽減化を図るため、外部委託を行うこととし、経理についても公益財団法人としての適正を図る観点から税理士に事務委託することといたしました。なお、事務局長についても、本件業務の整理がつかましたら交代することとしております。

内閣府には、9月末までには新体制に引き継ぐこととしておりましたが、お蔭様で、漸く一連の作業を終えることができました。

新しい全国里親会が、里親制度の推進のために益々発展していくことを祈念し、新役員へのご支援ご協力をお願いして、退任のご挨拶といたします。

新理事・評議員・ 監事紹介

理事・会長

河内 美舟

社会福祉法人 同朋福祉会理事長・総合園長
山口県里親会 会長



評議員

梅原 啓次

大阪市里親会 会長 専門里親

家庭養護が推進される中、近年の養護児童の著しい変化に対し、組織的に里親養育の質を高め、里親自身の養育スキルの向上が求められています。私も本会評議員として微力ではありますが尽力していきたいと思っております。何卒よろしくお願いたします。



理事

小林 真理子

山梨英和大学 人間文化学部 教授

昨年度まで児童相談所に勤務し、今年度から山梨英和大学で臨床心理学を教えています。臨床心理学と社会福祉学の視点を大切に、里親制度の普及発展や里親里子さんの相談など里親会の大切な運営が効果的に進められるよう理事として努めていきたいと思っております。



評議員

上鹿渡 和宏

長野大学 社会福祉学部 准教授

児童福祉法改正により新たな社会的養育の方向性が示され関係者皆に変化が求められる今、本会の評議員として役割を担うことに大きな責任を感じております。本会が個々の里親と子どものために役割を果たせるよう評議員として誠実に取り組み続けます。よろしくお願いたします。



理事

捧 智宏

公益財団法人 児童育成会 両立支援事業部 部長

本年6月まで、公益財団法人柏市医療公社の事務局長として法人の運営に携わっていました。全国里親会は20年程前に厚生省(当時)で担当させていただいております。これも縁と考え、微力ながら皆さまのお役に立てるよう頑張りますので、どうかよろしくお願いたします。



評議員

都留 和光

社会福祉法人 二葉保育園 二葉乳児院 院長

全国里親会の皆様、初めまして。社会的養護にある子どもたちが、それぞれのニーズに合った家庭で生活できるように精一杯取り組んで行きたいと思っております。共に手を携えて、行きましよう。どうぞ、宜しくお願致します。



理事・副会長

津崎 哲郎

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長

社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会理事長
NPO法人 児童虐待防止協会理事長、他
大阪府中央児童相談所に35年間勤務。退職後、花園大学教授。平成27年4月より関西大学客員教授。現在21歳になる里子(女)を3歳から養育里親として養育。



評議員

鶴飼 一晴

社会福祉法人 唐池学園 理事長

この度、初めまして全国里親会の評議員を仰せつかることとなりました。私ごとき井才にこの大任が降るかどうかはなはだ不安ですが、与えられた任期間におきましては全身全霊を以て果たしてまいります。かならず、思いをいたしておりました事の中に、里親(里親会)と施設との連携を図ることが社会的養護を必要とする児童への養育に利益につながると思っておりますので、この課題を解決するための一助になればと思っております。



理事・副会長

本多 洋実

神奈川県里親会 会長

児童福祉施設の児童指導員、社会福祉協議会地域福祉担当等を経て、現在、日本体育大学で児童福祉を担当している教員です。里親になって9年。先輩里親の取り組みに感動し多くを学ばせていただいております。全国里親会は皆さんと前進あるのみです。



評議員

吉田 菜穂子

福岡県里親会 副会長 吉田ホーム

平成10年に里親になり、これまでに、50人余りの子どもたちと、ともに暮らしまいりました。実際に子どもたちを育てる全国の里母の皆様の声、耳を大きく広げて拾い、届ける役目をいただきましたので、子どもたちの福祉のために、小さな不満、大きなため息、何なりと、感傷ってくださいませ!



監事

高橋 永郎

宮城県福祉施設士会 会長

昭和39年より、平成23年5月までの前社会福祉事業の第一線で勤務し、その間障害者、高齢者施設にて勤め、昭和55年8月に社会福祉法人を設立。理事、理事長に就任、施設長を兼務しながら施設開設、運営と地域福祉をも兼ね多岐に亘って勤め上げ各種公的機関の役員も引き受けてまいりました。現在はNPO法人理事長、福祉施設士会、宮城県理事、富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会会長



理事

相澤 仁

大分大学 福祉健康科学部 教授

はじめまして、この度理事を仰せつかりました相澤 仁と申します。現在、私は大分大学福祉健康科学部に所属し、子ども発達福祉、特に里親家庭や児童福祉施設など社会的養護のもとで生活している子どもの養育や支援のあり方について研究しています。子ども自ら主体となって自分らしく豊かに生活していくために、子どもとともに生きともに育ちあっていく福祉実践とはどのような実践なのか、里親である皆様と一緒に考えていき、少しでもお役に立つことができれば幸いです。どうぞよろしくお願いたします。



監事

武藤 廣茂

学校法人 白鳩学園 理事長

近年、子どもたちを取り巻く環境は、一段と厳しくなってきました。当会も未来を担う子どもたちがよりよい環境の中で養育されることを願い、里親制度普及と発展に寄与することを目的としています。微力ながら、理事会と共に与えられました責務に尽力する所存でございますので何卒よろしくお願致します。



里親制度の運用 ここがフシギ④

里親制度は国が定めて、都道府県(市)が運用をしています。そのため、都道府県(市)で異なった運用をしているものが多くみられます。インターネットが活発に利用される時代になって、都道府県(市)を超えた情報交換をしていると、その違いの多さ、大きさに驚くことがあります。社会的養護下に置かれた子どもたちが、たまたまその地域に住んでいるというだけで不利な状態になっているとしたら、とても理不尽なことといわなければなりません。そこで、「私の地域ではどうしてこんなルールになっているの?」という情報を紹介していきたいと思います。

意見 私の住んでいる地域では、最近、赤ちゃんの一時保護に里親を活用することが多くなってきています。そのこと自体は歓迎しているのですが、養育費などの支払いが非常に遅く、児童相談所の職員の話では、年度末にまとめて支払うというのです。私の住む地域では車による移動が欠かせません。チャイルドシートも必要になりますが、赤ちゃんの成長にあわせて複数用意しなければならず、出費も多くなってしまいます。紙おむつ、おもちゃも買いますし、どうして毎月清算してくれないのでしょうか。

コメント 今年度から一時保護の里親手当が倍増したこともあって、全国的に一時保護を里親にお願いする動きが出ているようです。とくに乳児については一時保護所で養育することができず乳児院に頼らざるを得ません。乳児院が満杯だと里親家庭に期待することになるのでしょう。

たとえば大分県の中央児童相談所では短期赤ちゃん専任里親(通称・赤ちゃん里親)といって、赤ちゃんを1、2週間程度預かる里親の募集を昨年11月から始めているということです。始めた理由については、「県内に赤ちゃんを預かる乳児院が1か所しかなく感染症が流行する冬の間は受け入れが困難になるケースが多いために、新しく募集することにした」としています。

一時保護の一般生活費や里親手当は、措置児童の費用のように都道府県から支出するのではなく、児童相談所が支出をします。毎年変更があり、その通知が厚生労働省から来るのが夏以降、遅いときは年度末ごろになっています。支払いが年度末になると

というのは、こうした事情によるものと思われるのですが、加算額だけをあとで清算すればいいでしょうし、説明もなく支給が遅れているのは児童相談所の怠慢といってもいいと思います。

赤ちゃんの一時保護をしている他の里親も、最初は短期間といわれて預かったのに数か月に及んでいる、計画が立てられなくて困っている、といっていました。一時保護には緊急を要するケースが多く、さらにいつまで、という期間も示されずに預かるケースが多いと思います。

今回は、一時保護の経費精算に関するご意見ですが、ほかにも一時保護を行っている里親から多くの意見が寄せられています。ひとつは、緊急に預かったので、家庭内のやるべきことを後回しにしている、レスパイト・ケアは可能でしょうか、というものです。措置児童にはレスパイト・ケアが使えますが、一時保護にはありません。

それから、万が一事故を起こした際の保険についても気になるところです。全国里親会の里親賠償責任保険は一時保護についても対応していますが、知らずに保険加入をしないで養育している里親が多いように思います。

一時保護児童の里親活用が増えていますが、レスパイト・ケアもなく保険にも未加入で、事故が起きてからやっぱり里親ではダメだ、みたいなことにならないように、一時保護に里親を活用するしっかりとした仕組みを作っていただきたいものです。

「里親制度の運用 ここがフシギ」では、地域によって運用が異なり不利益を受けている里親家庭の現状をお知らせしていきます。全国里親会「里親だより」編集係まで手紙、メールでお知らせください。紙面の都合上、すべて紹介できるとは限りません。

里親支援の新しい取り組みが始まります

今年5月に成立した改正児童福祉法では、里親支援について「里親の普及啓発から里親の選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県の業務として位置づけるものとする」(第11条第1項第2号)とし、さらに都道府県はそれを民間の里親支援事業者に委託することができる、としています。

これまで児童相談所が行っていた里親に関する多くの業務を民間に委託することが可能となりました。

さらに委託された事業者は、これらの支援メニューを個別に行うのではなく総合的に行うところに今回の取り組みの特色があります。欧米で行われているフォスタリングエージェンシーのイメージです。

これを受けて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で「里親支援機関事業について」(9月1日付)が発出されました。ここではより具体的に「里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施する」としています。なお、ここでいう里親にはファミリーホームを含みます。

どのような事業が民間に委託されるのかをみていきましょう。

◆ 里親支援機関の行う事業

今回改定された里親支援機関事業実施要綱によると、これらの業務の実施主体は都道府県(市)とし、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPOなど事業遂行の可能な者に委託して実施できるとしています。

そして「里親制度普及促進事業」「里親委託推進・支援等事業」「里親トレーニング事業」「自立支援計画策定等支援事業」「共働き家庭里親委託促進事業」の5つの事業をあげています。一つ一つの事業をみていきましょう。

1 里親制度普及促進事業

里親制度普及促進事業は、一般家庭に対して里

親経験者による講演や説明を行い、子どもの福祉への理解を深め、養育里親などに対する研修を実施するもので、具体的な事業内容としては「普及啓発」「養育里親研修」「専門里親研修」があげられています。

社会的養護の受け皿として里親家庭を増やしていくためには制度の普及は欠かせない課題でしょう。

2 里親委託推進・支援等事業

里親委託推進・支援等事業は、子どもに最も適合する里親の選定のために調整を行い、関係機関と連絡を取り合い、子どもの養育に関する支援を総合的に行うものです。

このためには**里親委託等推進員**を配置して里親委託等推進委員会を設置するもの、としています。

里親委託等推進員については、事業の企画、支援の実施、里親と施設との円滑な調整、関係機関との連絡調整ができる者で、また、里親制度や養子縁組制度に対する理解があり、子どもの立場に立って事業を推進できる者を選定すること、としています。

里親委託等推進委員会については、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親によって構成し、必要に応じて学識経験者の参加を依頼するもの、としています。また、この委員会は都道府県、あるいは児童相談所管内における里親委託等の目標を設定すること、としています。

この委員会の事業内容としては、児童相談所が行う里親委託を調整・支援し、里親委託を総合的に推進するもの、としています。養子縁組についても同様のことが求められています。

また、委託里親への訪問支援、レスパイト・ケアなどの相談に応じ、定期的な訪問によって子どもの状態を把握し、里親の指導に当たること、としています。なお、里親の負担を軽減するため里親や里親経験者などから**援助者**を選定、研修のうえ登録し、

里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談のできる相互援助活動を行うことができる。さらにレスパイト・ケアの調整も行う、としています。

なお里親による相互交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る、ともしています。

これらの実施方法としては、「里親委託支援」については施設と連携して最適な里親委託に繋げる。こと。「里親への訪問」については養育状況の把握、里親から援助の依頼があった場合は援助者との調整を行うこと。訪問によって児童相談所の指導が必要である場合、また不適切な養育であった場合には児童相談所に報告する。「相互交流」については、定期的に行い、必要に応じて児童福祉士、児童福祉経験者、児童指導員、里親経験者などの参加を求める。里親が主体となって企画する、としています。

3 里親トレーニング事業

ここでいう里親トレーニング事業とは、認定はされたもののまだ委託がない、いわゆる未委託里親に対して行うもので、子どもが委託された場合に直面するさまざまな事例に対応するトレーニングを実施して、養育の質を確保し、委託可能な里親に育成するというものです。

事業の実施体制としては、**里親トレーナー**を配置して行うとされ、トレーニング状況を児童相談所に報告する。里親トレーナーの資格要件は、①社会福祉士、②精神保健福祉士、③児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者、④児童養護施設等（里親を含む）において児童の養育に5年以上従事した者、⑤都道府県知事が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者、となっています。

トレーニングの対象となる未委託里親は、養育里親、専門里親、養子縁組を希望する里親であって、トレーニングを受けることを希望する者（と、都道府県知事が認めた里親）となっています。

事業内容としては、未委託里親宅における事例検討・ロールプレイ、外部講師による講義、施設や委託里親宅での実習。トレーニング修了者の未委託里親リストを作成し、児童相談所に提出すること、としています。

4 自立支援計画策定等支援事業

自立支援計画策定等支援事業は、従来児童相談所の行っていた策定業務を里親支援機関が委託を受けて担うものです。

事業の実施体制としては、**委託調整員**を配置して行うもの。委託調整員の資格要件は、①社会福祉士、②精神保健福祉士、③児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者、④里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、情緒障害短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームにおいて子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワーカーの視点を有する者、⑤都道府県知事が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者、となっています。

事業内容としては、子どもと里親のマッチング業務。里親に委託された子どもの自立にむけた自立支援計画の策定とその後の内容の見直し、です。

5 共働き家庭里親委託促進事業

共働き家庭里親委託促進事業は、里親支援機関において共働き家庭に対する相談体制を強化し、官民が連携して里親委託と就業の両立を可能にする取り組みを試行的に実施して、今後共働き家庭における里親委託の促進を図る、としています。

事業の内容としては、平日の昼間に相談することが困難な共働き里親家庭に対する支援として、平日夜間、土曜、日曜、祝日の相談体制を整備する。また、里親として委託を受けた一定期間に取得できる独自の休暇制度の導入や在宅勤務制度の導入など、里親支援機関が企画・立案して民間企業などに委託するなどの活動を行うもの、となっています。

里親に関連する多くの事業が民間委託されるわけで、援助者、里親トレーナー、委託調整員など新しい職種も出てきます。里親経験者の新しい活躍の場ができそうです。

これらは厚生労働省の提案であって、実施主体は都道府県（市）になります。これまでもそうですが、自治体間格差があります。里親会などで要望、提案をしたりして、里親支援を充実させていきましょう。

RFC 代表理事の藤めぐみさんに聞く

性的マイノリティと社会的養護



▲RFCの代表理事 藤めぐみさん

一般社団法人レインボーフォスターケア（以下RFCと略す）を主宰する藤めぐみさんに、性的マイノリティと社会的養護についてお話を伺いました。

●● 性的マイノリティとは ●●

性的マイノリティについては、ひと口にLGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）といいますが、性のありようはもっと多様なんですね。それで、これを「虹」として表現してアドボカシー活動をしています。

こうしたマイノリティは人口の7%くらいといわれていて、左利きの人の割合と同じくらいです。5世帯に1人ともいわれています。これだけ多く、非常に身近な問題なのですが、世間の人たちは今までこの問題を直視しないようにしてきたかもしれませんね。ここにきて、東京オリンピックを控えて、性別違和のあるトランスジェンダーの方のトイレをどうするかが話題に上っています。企業や学校などでも人権上の問題として最近関心が高まってきました。

●● RFCの設立の経緯 ●●

2012年にDV被害の講座を受講した際、里親支援者との出会いがありました。私は同性カップルが子どもをほしがっていることを知っていましたから、里親や養子縁組に興味をもったわけです。そんななかでアメリカの里親支援ソーシャルワーカーとの出会いもありました。アメリカではLGBTの里親がとても多いんですね。どうしてかと思って聞いてみたら、家庭養育を進めたくても里親になる人が少なく、LGBTも大事な人的資源だということです。

日本では、LGBTの人たちの多くが社会の偏見から生きづらさを抱え、いじめや自殺も多いと聞いていました。そうした人たちが里親として必要とされている、その話にとっても感銘を受けました。

●● 里親になることの難しさ ●●

日本でLGBTが里親になれるんだろうかと思い、日本の制度を調べてみました。児童福祉法を読みましたが、同性カップルが里親になることを禁止する条文は見つかりませんでした。里親になれるかどうかは都

道府県の運用に任されている。

そこでまず東京都の里親認定基準をみたら原則夫婦だと書いてあるので、要望書を出しました。夫婦でなくても、誰でも里親になれるチャンスがほしい、と。

それから大阪市淀川区がLGBTの支援に力を入れていると聞いたので、LGBTでも里親になれるように、と申し入れを行いました。大阪市の担当職員との意見交換会も行いました。その後、大阪市からの「LGBTを排除することはない」「ぜひ登録してほしい」というメッセージが淀川区のニュースレターに載りました。2015年9月のことです。

ただ、多くの自治体で里親認定は運用レベルなんですね。対応する職員次第で、LGBTに偏見があれば上にあがりません。大事なことが職員の判断に任されているわけです。LGBTの人が問い合わせるには勇気のいることなんですけど、問い合わせないことにはわからない。

国の方針としては単身でも里親になれるとされていますが、自治体レベルになると、頭の中は夫婦のイメージです。保守的な家族像に縛られている感じがすね。これから、家族の多様性を受け入れないと里親は増えないと思います。

●● 同性カップルが里親になるメリット ●●

里親登録をみていると40代半ばに登録する人が多いですね。不妊治療をあきらめて里親登録をするこの年齢になります。同性カップルだと生殖医療の方法でなければ子どもが産めないのは最初からわかっていますから、若い20代から里親を選択肢として検討する人が多いです。

それから、アメリカで実際にあったことですが、性的虐待を受けた女の子が男の人を拒否するようになってしまう。その子はレズビアンカップルの家庭でうまく生活しています。

子どもにもいろいろな子どもがいる、ということもあるでしょう。LGBTの子どももいるわけですか

ら、いろいろな大人がいて、養育者の選択肢が多い方がいいと思います。

●● 子どものLGBT ●●

LGBTへの理解というと欧米のほうが進んでいると思いがちですが、差別も強いようです。親に理解されないでホームレスになるとか、理解されないと自ら家出をする、というようなことがあります。背景に宗教上の考えがあると思います。

こうした活動をしているといろいろな相談も寄せられます。児童養護施設の職員さんからは、「女の子が『自分は男の子だ。男の子の制服を着たい』と言っている、どうしたらいいか」というのがありました。その子はトランスジェンダーのお子さんかもしれません。トランスジェンダーの方に聞くと、修学旅行で、集団で入浴するのが嫌だったということもあります。施設にいるトランスジェンダーの子にとっては毎日が修学旅行みたいなもので、大変なことだと想像しています。

また、里親家庭では思春期を迎えた女の子が男性ホルモンの治療をしたいと言い出した、ということがありました。里親は日頃から一緒に生活していますから理解を示すのですが、実親の同意が得られない。そんな治療はとんでもない、というのです。

乳児院からは実親がどうもLGBTではないか、というような相談もありました。

社会的養護の下で暮らす子どもたちのセクシャリティについて相談が増えているので、いま児童養護施設に入所している子どもたちについて調査を計画しています。

●● LGBTの人たちによる養育に弊害はあるのか ●●

同性カップルが里親をやるというとさまざまな非難の聲が寄せられます。まず、「LGBTの人たちのエゴではないか」とか「子どものことより自分たち本位なのではないか」とか。でも、子どもを育てたい思いは多くの方にあるものです。普通の里親希望者と変わらない。

それから、とても嫌なこととしては小児性愛者と混同されることです。LGBTが性に関する犯罪者であるような偏見がみられます。

同性カップルに育てられた子どもは同性愛になるのではないか、という声も聞きます。これには同性愛者から、私たちは異性愛者に育てられたのに同性愛者で

す、というコメントがありました。ですから関係はないんですね。むしろ同性愛者になってしまう、という心配のなかに同性愛者への偏見が見え隠れしています。同性愛傾向をもつ子どもはいじめのターゲットにされやすいですが、私たちは社会に対してそうしたことをなくしていくよう働きかけていきたいと思います。

同性カップルの養育に対して否定的な発言をする人のなかに、子どもが性の自己決定に誤りを持ってしまっているのではないかと人がいますが、その誤りという視点がそもそも偏見なんです。子どもに、同性を好きになるのはおかしい、男はもっと男らしく、女はもっと女らしくしなさい、と押し付けるほうがおかしいわけです。

●● 保守的な家族像について ●●

家族というのは多様なものだと思っています。性的マイノリティも多様です。こうでなくてはいけない、というところに窮屈さがでてきます。

保守的な家族像だと、「パパの役割」「ママの役割」と、なにか性による役割があるように教える。社会的役割はお互いに得意なことを分担すればいいと思います。大人も子どもも多様であることを認めることが大事です。多様さを認めないと苦しめるだけになってしまいます。

●● RFCのこれから ●●

性的マイノリティの人たち、同性カップルが里親になる活動をしていきます。端緒についたばかりですが、すでに大阪市では同性カップルが里親になるための研修を受講していると聞きました。これまでもそうした里親はいたと思いますが、運用レベルで、独身として扱って認めているケースが多いと想像しています。真正面から「同性カップル」として扱ってほしいと思っています。

具体的な活動としては、熱心な里親団体、児童養護施設から研修の講師依頼がきています。行政からも人権啓発の講師に呼ばれたりしています。

それから、里親だけでなくLGBTのカップルでも養子縁組ができるようにしたいと思っています。欧米ではそうした養親のネットワークがあります。

先にもいいましたが、LGBTの人たちが里親や養親となって子どもの養育ができるよう活動していくとともに、社会的養護のなかで暮らすLGBTの子どもたちの課題解決にも役立っていきたいと思っています。

私の 養育体験

京川 誠さんに聞く



▲京川 誠さん

今回の「私の養育体験」で登場いただくのは茨城県でファミリーホームを運営する京川誠(61歳)さん。子どもに優しく接しているのが印象的でした。

里親になるまで

現在は茨城県の小美玉市に住んでいます。東京に近く茨城空港にも近く便利で、しかも自然が豊か。周りは農家が多く栗やニラが特産、牧場も多いのでヨーグルトも人気です。

ここに住んで20年になりますが、その前は東京でイラストレーターをしていました。

ここは家内(和子さん)の田舎です。養育里親として登録をしたのは平成9年のこと。2年後に初めての委託があり、その後ずっと養育に専念しています。

里親からファミリーホームに

里親として4人の子を養育していました。課題をもった子どもが多く、病院など学校以外に時間を割かれることも多いし、経済的に持ち出しも多かったので、ファミリーホームにしました。養育の専門性を高めようと専門里親にもなりました。

これまで長短あわせて14人の子を養育してきました。現在は5人の子を養育中です。かわりの難しい子どもたちですから大変ですが、小さなことでも乗り越えたときはうれしいですね。

うれしいといえば、この歳になって子どもたちと暮らすのもうれしいです。単にうれしいというよりも、子どもと一緒に成長しているという実感があります。

学校のPTAや子ども会の役員もどんどんあります。難しい子どもたちなので、日頃から学校とのつながりを強くしたいと思っています。

子どもからの入念なマッチング

日々いろいろなことがあります。こんなことがありました。

生まれてからずっと乳児院や施設などで暮らした

子どもを預かっていますが、マッチングにとても時間がかかりました。児童相談所は里親家庭で暮らさせたいというのですが、家庭で暮らした経験がないわけですから、こちらがどうぞといっても子どもは不安なんですね。まったく未知な世界ですから。

まず試験的に2泊3日のお泊りをして、その後1週間のお泊りをしました。もう縁がないかと思ったのですが、本人のほうから「もう一度チャンスがほしい」ということで、結局、我が家に措置されました。里親がよかれと思って、子どもには家庭というものが分からないわけですから、時間をかけてのマッチングは結果的によかったと思っています。我が家に来て驚いたのは、夜中に大人が見回りに来ないことだそうです。

すぐにキレル子どもでしたが、1年くらいでキレなくなりました。「ごめんなさい」がいえるようになりました。

施設と違うことが驚きだったようです。余ったカレーを翌日も食べるとか。一晩寝かしたほうがおいしくなるんだ、とか私はいいましたがね。

里親としての変化

私が里親になって変わったのは大きな声を出さなくなった、ということでしょうか。どなっても解決しない。よけい反発が大きくなるだけです。ほめたほうが子どもは動きますね。

私は子どもの頃、身体が弱くてイラストやマンガばかり描いていました。それでいじめにもあわず楽しい学校生活を送ることができました。

子育てをしながらいうんですが、なにごとであれ、役に立たないことは一つもないよ、って。私が絵を描くと子どもたちが尊敬してくれます。こちらが好きなことを教えると子どもも分かるんでしょね。学

ぼうとします。とてもいいコミュニケーションになります。すぐに子どもと親しくなれます。

今は職業としてのイラストレーターではありませんが、子育てには大きく役立っています。

職場体験としての受け入れやワークショップ

中2になると授業の一環として職場体験があります。私のところにも、地元の中学校から、イラストやマンガを描きたい子どもたちがやってきます。5人から10人くらいが2日間きて絵を描きます。そんなことを10年ほど続けています。

先日子どもたちを相手にワークショップをやりました。1枚の折り紙を2つに折って三角形にします。それをもう1回三角形にして、そこに人の顔を左半分だけ描きます。その顔の形をはさみで切る。すると4つの顔を切り抜くことができます。そんなことが子どもたちにとってはとても楽しいんですね。切り絵ワークショップとか塗り絵ワークショップとか。塗り絵も子どもの発達に応じて、線からはみ出さないように塗るとか、年齢の大きな子どもにはグラデーションをかけて塗るとか。



京川 誠さんの描いたイラスト

抱負を聞かせてください

8年前に自立した女の子が、結婚して子どももできて、時々連れてきます。現在我が家にいる子どもたちはその女の子の事情などはもちろん知りません。我が家で育った人間として受け入れます。今いる子どもたちも、そんな感じで帰ってきてくれたらいいな、と思います。

帰ってきてくれるその子の気持ちまでは分かりませんが、でも長い人生で、京川という家族を思い出して楽しかったな、と思ってもらえればいいな、と。

里親関連の新しい言葉

「赤ちゃん短期専任里親（通称・赤ちゃん里親）」

大分県中央児童相談所が昨年11月から、親と一緒に暮らせない赤ちゃんを短期間（1、2週間程度）預かる「赤ちゃん短期専任里親」の募集を始めた。県内には赤ちゃんを預かる乳児院が1カ所しかなく、感染症が流行する冬季は乳児院での受け入れが困難になるケースが多いため、新たに募集することになった。

「心理的虐待死」

厚生労働省は2014年度の児童虐待死の検証結果で初めて心理的虐待死を認めた。

「共働き家庭里親委託促進事業」

厚生労働省は平成28年9月1日付で「里親支援機関連事業実施要綱」の一部改正を行った。改正児童福祉法に基づいての改正で、里親制度の普及啓発をはじめとして研修、マッチング里親家庭への訪問など包括的な支援内容となっている。そのなかに、共働き家庭における里親委託促進の事業が加えられた。

「委託調整員」

同じく「里親支援機関連事業実施要綱」の一部改正で、マッチングとともに子どもの自立にむけた自立支援計画の策定業務を行うとしている。委託調整員の資格要件は①社会福祉士、②精神保健福祉士、③児童福祉法第13

条第2項各号のいずれかに該当するもの、④里親として、または小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームにおいて子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者、都道府県知事が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者としている。

「里親トレーナー」

同じく「里親支援機関連事業実施要綱」の一部改正で、里親トレーニング事業があり、未委託里親のトレーニングを行うとしている。里親トレーナーの資格要件は①社会福祉士、②精神保健福祉士、③児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当するもの、④児童養護施設等（里親を含む）において児童の養育に5年以上従事した者、⑤都道府県知事が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者。

「社会的養育」

社会的養護という言葉は使いなれてきたが、平成28年7月29日、厚生労働省に設置された検討会の名称は「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」。改正児童福祉法の課題などを検討する。社会的養育は家庭支援など、社会的養護よりも広い意味で使われる。

里親会員についてのアンケート

昨年10月、鹿児島県霧島市で開催した全国里親大会の会長(代表者)会議で、地域の里親会の会員を増やすことが里親会活性化のポイントであると話題になりました。しかし、意見交換をしてもなかなか噛み合いま

せんでした。地域の里親会がだれを対象に会員にしているのが異なっていたからです。そこで、まずは地域の里親会の会員の対象や会員の種類、また会費などについて調べてみようということになりました。

この調査は今年の2月に行われました。66ある地域の里親会のうち回答をいただいたのは47(支部からの回答を含む)でした。

正会員の対象としては登録里親のすべて、と回答した里親会が多く、賛助会員についてはとくに対象を制限していない、との回答が多くありました。団体会員

地域の里親会の会員資格・会費調査

都道府県・市	里親会	正会員の対象	賛助会員の対象	団体会員の対象	その他	正会員会費	賛助会員会費
北海道	北海道里親会連合会	登録里親全て	里親会の賛助に賛同した者	-	-	委託里親子ども1人12000円2人目追加3000円・未委託里親6000円	地区によって異なる
岩手県	岩手県里親会	登録里親で入会申込した者	制限なし	賛助会員を含む	-	委託里親8000円・未委託里親4000円	2000円
宮城県	宮城県なごみの会	登録里親全て	里親以外の賛助者	-	-	5000円	2000円
秋田県	秋田県里親連合会	登録者で入会申込者のみ	-	-	-	委託里親10000円・未委託里親3000円	-
茨城県	茨城県里親連合会	登録里親全て	-	-	-	委託里親18000円・未委託里親3000円	-
栃木県	栃木県里親会	剣道の里親と希望する未委託里親	制限なし	制限なし	-	委託中の養育里親1完備につき54000円・未委託親族縁組里親は2500円	101000円
群馬県	群馬県里親の会	登録里親全て	制限なし	-	-	委託里親15000円・未委託里親8000円・親族里親5000円	2000円
千葉県	千葉県里親会	-	制限なし	-	-	委託里親36000円・未委託里親3000円	-
東京都	東京養育家庭の会	ある	ある	-	-	8000円	6000円
神奈川県	鎌倉三浦地域里親会	登録里親全て	-	-	-	8000円	-
	泉央里親会	登録里親全て	制限なし	制限なし	-	8400円	5000円
	湘南・大和里親会	-	制限なし	-	-	6000円	2000円
	西相模でしこ会	登録里親全て	制限なし	-	-	7000円	1012000円
	ひらつか里親会	登録里親全て	制限なし	制限なし	-	7200円	101000円
新潟県	新潟県里親会	登録里親全て	制限なし	-	-	委託里親6500円・その他3900円	1000円
富山県	富山県里親会	入会希望者のみ	会員以外の賛助者(検討中)	賛助する団体(検討中)	-	委託里親10000円・未委託里親6000円	1013000円
石川県	石川県里親会	親族里親を除く登録里親	制限なし	-	-	3000円(委託里親10000円・FH20000円)	1000円
福井県	福井県里親会	登録里親全て	制限なし	-	-	3000円	500円以上
山梨県	山梨県さすな会	-	制限なし	制限なし	-	委託里親18000円・未委託里親6000円	-
岐阜県	東濃地方里親会	登録里親全て	制限なし	-	-	5000円	3000円
	西濃地区里親会	登録里親全て	-	-	-	4000円	-
静岡県	静岡県里親会	-	制限なし	-	-	3000円	101000円
鳥取県	鳥取県里親会	登録里親全て	支部によって異なる	里親会としては設定していないが支部で設定しているところがある	-	15000円・特別会費3500円	支部によって異なる
広島県	広島県里親連合会	登録里親の希望者	-	-	-	委託里親7000円・未委託里親3000円	-
徳島県	徳島県里親会	委託里親のみ	求めている	-	未委託里親7000円	-	101000円
香川県	香川県里親会	登録里親全て	制限なし	-	-	委託里親5000円・未委託里親3000円	1000円
愛媛県	中子地区里親会	登録里親全て	制限なし	-	-	委託里親6000円・未委託里親3500円	なし
	東予知地区里親会	登録里親全て	-	-	-	3000円+委託児童数×3000円	-
高知県	高知県里親連合会	登録里親全て	里親以外の賛助者	-	-	委託里親7000円・未委託里親3000円・委託児童追加(2人目以降1人に対して2000円・FH10000円(委託児童1人につき5000円))	1000円
福岡県	福岡県里親会	養育里親のみ	-	-	-	委託里親13000円・未委託里親5000円	-
熊本県	熊本県里親協議会	申込者のみ	制限あり	-	-	養育里親15000円・FH20000円・未委託親族縁組里親5000円	3000円
大分県	大分県里親会	登録里親全て	-	-	-	委託里親15000円・未委託里親3000円	-
宮崎県	宮崎県里親連合会	登録里親全て・FHも	-	-	-	11000円	-
鹿児島県	鹿児島県里親会	登録里親で申し込みがあったもの	制限なし	制限なし	-	委託里親7000円・未委託里親や縁組成立した養親3000円	3000円
沖縄県	沖縄県里親会	登録里親全て	制限なし	制限なし	-	委託里親20000円・未委託里親5000円・期費5000円・FH20000円	-
札幌市	札幌市里親会	登録里親全て	里親以外の賛助者	賛助する団体(検討中)	-	6000円・他に運営協力金委託里親月2000円2人目以降月1000円専門里親委託1人目3000円2人目以降2000円FH月2000円3人目以降月1000円	101000円
仙台市	仙台市ほほえみの会	登録里親全て	制限なし	-	-	委託里親12000円・未委託里親親子縁組成立後の養親3600円	-
さいたま市	さいたま里親会	普通会員(埼玉県内の委託里親)特別会員(委託里親後も会員であることを希望する里親)FH会員(FH事業者)	未委託里親・里親に賛同した者	-	-	普通会員委託児童1人につき6000円・特別会員2000円・FH会員120000円	1000円
千葉市	千葉市ひまわり会	登録里親全て	-	-	-	委託里親20000円・未委託里親3000円	-
横浜市	こどもみらい横浜	登録里親全て	制限なし	-	-	委託里親10000円・未委託里親5000円	101000円で20以上
相模原市	さがみの里親会	登録里親全て	制限なし	-	-	5500円	2000円
京都市	京都市里親会	登録里親全て	制限なし	-	-	6000円	3000円
堺市	堺市里親会	-	-	-	-	4800円	-
神戸市	神戸市里親会	登録里親全て	制限なし	-	-	6000円	3000円
広島市	広島市里親会	委託里親のみ	-	-	-	8000円	-
北九州市	北九州市里親会	登録里親全て	制限なし	-	-	委託里親6000円・未委託里親4000円	年会費は徴収せず 実費負担
横濱市	横濱市里親会	登録里親全て	制限なし	制限なし	-	5400円	101000円以上

についてもとくに対象を制限していない、との回答が多くありましたが、団体会員について決めていない里親会が多いようです。

会費について、まず正会員についてはすべての会員が同じ額のところと、委託里親と未委託里親で会費が異なる里親会がありました。会費についても年間3千円から多いところでは7万円までさまざまでした。賛助会員については口数の定めをしている里親会が多く、会費は500円から5千円くらいまで。こうした里親会の会費以外に、支部単位で徴収している里親会もみられました。

会費についての感想としては、多くの里親会が未納者への対応で困っているようでした。

会員を増やす方策としては、認定前研修会や認定式に会長など里親会の役員、事務局員が出席して里親会をアピールする、が一般的なようです。回答にはありませんでしたが、新規の里親登録者を招いて歓迎会を実施する里親会もあると聞いています。

なお下記の表は回答をいただいた里親会のみとしました。回答をいただいた里親会の皆さま、ご協力ありがとうございました。

(会費は年額)

団体会員会費	その他	支部単位の会費	会費についての感想	会員を増やす方策
-	-	支部によって異なる	-	里親登録認定式に3役が参加する
5000円	-	支部ごとに1000～1500円を徴収して贈り物している	支部ごとに徴収しており支部長の負担が大きい	認定式への出席
-	-	-	-	認定者に里親会のパンフ配布
-	-	支部によって異なる	未納者が増えてきている、2～3年未納が続けば会員登録を抹消	登録者に案内を送る、認定前研修で里親会の説明をする
-	-	地区で各自に会則を作り会費を徴収している	-	行政の担当者向け里親制度研修会の開催、地区会長会議の開催、基礎研修時に里親が出席
任意	-	委託中の養育里親は18000円、未委託里親は3000円	-	認定式に先輩里親が出席
-	-	里親会が一括して徴収し支部に人数に応じて返す	会費未納者へのアプローチ	登録前研修で事務局員が里親会の説明をする
-	-	-	-	-
-	-	支部会費をまとめているところもある	100%徴収は難しい	登録時研修などで入会案内をしている、各支部にリーフレットを置く
-	-	-	支払いを忘れる人はいるが催促すればOK	認定前の準備訪問の時から里親会の必要性を話す
-	-	-	総会で徴収	児童相談所の説明会に参加
-	-	-	-	認定式に会長が出席、総会と認定式を一緒にやる
-	-	-	-	認定式に正副会長が出席
1口1000円	-	-	未納者がいて困る、3年目も未納で催促に及びない場合は退会	認定式に会長が出席して入会を勧める
-	-	-	-	認定式に各支部で対応
-	-	なし	未委託里親の会費徴収が難しい	認定前研修で説明、民放ラジオで里親が話す(週、10分)、年2回里親制度説明会を実施、JPRにエンブレムを出す
-	-	なし	強制力がなくて支払わない人がいる	研修会やイベントの案内の贈り物込み書を送付
-	-	-	里親会員しても入会しない人が多い	会長が認定式に出席、認定前研修で体験発表会を行う
-	-	-	-	研修や認定式に会長が出席
-	-	地区によって異なる	未納者がいること、金額が少なく活動が制限される	研修やサロンで入会を促進、総会時に新規会員を勧誘する
-	-	-	会費徴収が難しい	施設実習の学生などに呼びかけている
-	-	-	未納者への連絡	-
支部によって異なる	-	-	-	認定式に出席
-	-	-	特になし	特になし
-	2000円	-	未納者だが退会しないので発送などは行っている	研修の際に呼びかけている
-	-	-	-	養育里親研修で交流
-	-	-	未納者がいること、金額が少なく活動が制限される	県の広報誌、原政テレビスポット、里親月間講演会
-	-	-	研修への参加が低調で会費徴収の機会が少ない、銀行振り込みは手数料を負担してもらわなければならない	認定研修時に里親会の存在を知らせる
-	-	-	-	-
-	-	-	全国里親会の会費が高い	里親サロン見学を勧める、登録時に入会を勧める
-	-	-	特定の未納者が増えている	熊本市は認定式に事務局員が出席
-	-	-	-	会長が認定式に出席
-	-	地区によって異なる	会員登録の遅れ	認定研修への出席、里親会行事へのお誘い
5000円	-	-	未納者がいること、3年払わないと児童退会	認定前研修で説明、民放ラジオで里親が話す(週、10分)、年2回里親制度説明会を実施、JPRにエンブレムを出す加入を勧める
-	-	-	未納者が増えている	基礎研修や更新研修に会長副会長が参加する
1口5000円	-	支部はない	委託までは会費を払わないという未委託里親が増えてきた	児童相談所の依頼で里親研修をやっているためその時に勧誘する
-	-	-	会費未納者への対応、平成27年度の納入率は81%	認定式やサロンに役員が出席、認定式後に会合
-	-	-	-	-
-	-	-	委託里親は里親保険を理由に催促、未委託里親は難しい	認定予定の里親に里親会を説明する、認定予定の里親で希望があれば行事に参加してもらう
-	-	-	-	認定式に勧誘
-	-	-	未納者には会報送付時に納入以来の手紙を添えている、個別に電話でお話しする	広報誌の配布、里親講座で体験発表、福祉を学ぶ学生に出前授業
-	-	-	未納者がいる	里親認定の際加入を勧めている
-	-	-	積極的な活動をしていない会員の会費徴収が難しい	登録前研修などで案内、児童相談所や支援機関を通じての勧誘
-	-	-	同じ会員の滞納	登録委託時に案内をしている
-	-	支部はない	-	行政の協力がないうえ特に行っていない
-	-	-	未徴収者からの徴収	新規里親への勧誘
1口5000円	-	-	-	里親講座の開催、体験発表

ホットトピックス

ご寄付のご報告

全国里親会は公益財団法人として皆様からご寄付をいただいています。寄付につきましては災害関連の「特定寄付」と公益事業を対象とした「一般寄付」をいただいています。

災害関連（子ども救援基金）の「特定寄付」については、平成27年度は一般社団法人日本少額短期保険協会様（100万円）、竹門会様（1,448,620円）をはじめ62件の皆さまから2,448,620円のご寄付をいただきました。

これらの活用につきましては、東日本大震災の孤児の自立時に10万円を支給させていただいているほか、今年度は震災で親族里親となり高齢化し年金生活をしている家庭（34家庭）に各50万円の一時金を支給しました。「特定寄付」については、これまで東日本大震災のほか広島県災害、熊本地震で被災した里親家庭にお見舞金を支給してきました。

また「一般寄付」につきましては平成27年度に57件（32,428,231円）のご寄付をいただき、公益事業に使用させていただく予定です。

また、今年度につきましてもご寄付をいただき、とくに「一般寄付」として1億円の匿名寄付がありました。

この場をお借りしましてご寄付を寄せられた皆様にお礼申し上げます。皆様のお志を子どもたちの幸せのために活かしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひします。

鳥取地震へのお見舞い

10月21日に発生した鳥取県の地震で被災された多くの皆様にお見舞い申し上げます。

鳥取県中部地区の14の里親家庭で家屋の一部損壊、半壊等がありました。しかし子どもや里親にけがなどはなく、不幸中の幸いといえるかも知れません。

全国の里親、里親会から安否のお問い合わせをいただきました。ありがとうございました。

全国里親会は里親家庭に対して、被害の状況に応じ2万円から10万円のお見舞金をお送りしました。

10月は里親月間、一斉キャンペーン

本紙「巻頭エッセイ」にも一文を寄せていただきましたが、日本こども支援協会の岩朝しのぶさんの提案で、10月4日の里親の日に全国94か所でチラシ配布を行いました。

チラシは赤いハートの形をした四つ折りのものでひろげると四葉のクローバー、内容もとても分かりやすいものでした。街頭でのチラシ配布は初めての人も多く、あらかじめ警察署に行って許可をもらうなど、皆さん苦勞をされていたようです。

厚生労働省も里親月間にあわせた各種PRを行っており、朝日新聞での全面広告など、改正児童福祉法の趣旨に沿って里親開拓に力を注いでいました。都道府県（市）の担当セクションや各地域の里親会の独自の活動などもあり、例年になく里親月間が盛り上がったように感じられました。

子ども家庭養育推進官民協議会の動き

全国里親会もメンバーになっている子ども家庭養育推進官民協議会は、7月28日、日本財団で研修会を開催しました。また9月29日には日本財団ソーシャルイノベーションフォーラム（場所・赤坂ヒルズ）に参加しました。

参加したソリューション分科会は当日10時～12時。テーマは「社会で子どもを育む ～里親・特別養子縁組や子どもの貧困を知っていますか～」。社会的養護経験者のパネルディスカッション、官民協議会会長の鈴木英敬氏（三重県知事）はじめ数人のパネルディスカッションなどがありました。会場は180人でほぼ満席でした。



▲パネルディスカッションの一場面

「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」のヒアリング

改正児童福祉法の施行後、法律に盛り込まれた内容をどう実現していくのか、また法律のもととなった「新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会」報告のなかで法律に盛り込まれなかったものを議論、深化していくため「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」が設置され、10月までに4回開催されています。関係団体などから精力的にヒアリングが行われています。

4回目の検討会では全国里親会からもヒアリングがなされました。河内会長と星野前会長が出席し、下記の内容を提案しました。

1. 養育里親を増やすことを最重要施策とすること。里親委託率の高い地域には地方交付税を増額するよう補正率を変更するなどして地域が改正児童福祉法の理念を実現しやすくするための財政支援を。あるいは里親の開拓、啓発については児童相談所でなく市町村が行うべきとしてはどうか、など。
2. 平成29年から実施される里親支援事業の拡大・徹底として、地域里親会を活動拠点とすること。里親支援事業を社会福祉法上の第二種事業とするなど、補助事業ではなく義務的経費措置事業とすること。施設委託児童は45人定員で各種の専門

家（心理職員や看護師など）加算がなされているが、里親委託児童も45人に1か所の割合で里親支援事業を行うべきである。実親が利用しやすい里親制度にするべく、実親の子育て機能を里親が補完する機能などを作るべき、など。

3. 乳幼児の委託については、共働きの里親家庭でも委託が可能なように育児休業制度を活用できるようにすること。保育園の利用が優先的に可能となるようにすること。とくに年度途中での受託がしやすいような仕組みを作ること。乳幼児委託については児童相談所、乳児院などとの連携を図る新たな事業を検討すること。乳児の里親委託については実親の抵抗が強いことから、「里親」の名称を変えること、また実親支援を行うこと、など。
4. 職業里親制度を検討すること。
5. 里親の人材育成については、里親もボランティア精神を脱して意識改革をする必要があること、など。
6. 家族再統合、面会、委託変更などの際、里親の意見も参考とすること。

また、第3回の検討会で全国乳児福祉協議会は、「乳児院の名称を乳幼児総合支援センター（仮称）とすること」「里親の名称を変更すること」とし「たとえば社会的養育者」はどうかと提案しています。

次号からの新企画「読者で作るコーナー」に協力ください

里親が養育中に悩むことを「声」としていただき、その悩みにアドバイスをお願いします。悩みとアドバイスについては、メール・ファックス・手紙でお寄せください。その場合、「里親だより・読者で作るコーナー係」と明記願います。

いただいた悩み、アドバイスについてはすべて取り上げるとは限りません。また一部文章に手を加える場合がありますのでご了承願います。

メールアドレス：info@zensato.or.jp

ファックス：03-3404-2034

住所：〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857

次号で取り上げる悩みは下記の内容です。

- 1例：小学校から帰ってきた子どもがこんなことを言いました。「友達が、本当のお母さんでなくてか

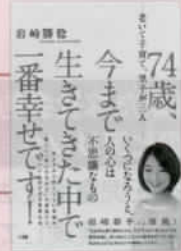
わいそうって聞いていたよ」といいました。どう対応すればいいでしょうか。

- 2例：近所の奥さんが、里親の私のところに子どもが委託されたことで、「親は亡くなったの」と聞きます。里親には親のいない子どもが来るものと思ひこんでいるようです。

- 3例：自治会内の奥さんたちが、委託された赤ちゃんを見るなり弾丸のようにいってきました。「誰の子？」「今何か月？」「計算的には出来てもおかしくないか」「ねえ、その子自分で産んだのかそうでないかだけ教えて？」。一緒にいた隣人が、「そういう聞き方、失礼だよ」と言ってくれたのですが「だったら、自分で産んだかどうか、それだけ言ってよ、それだけで聞きたいだけだから」。興味本位の質問にあきれてしまいました。

74歳、今まで生きてきた中で一番幸せです！

岩崎勝穂著 2016年発行 (株)三五館 190ページ 定価：1,200円+税



今年74歳を迎えた岩崎さんは、68歳の妻と、9歳、3歳、0歳の3人の里親をしています。

里親になったのは、「自分でできる範囲で、社会に対して少しでも恩返しができれば」という気持ちからだといいます。そう思うきっかけは、結婚し、3人の娘に囲まれ、水道工事の仕事をしながら生活していましたが、40歳を迎えて白血病を体験したことが大きいと感じています。当時は病名も告げられず、病院と自宅を行ったり来たりする日々が続きました。

発病から5年後、治療が終わり、定期検査でも再発もなく元気に過ごせています。考えてみると治療中は、病気も仕事も多くの人の世話になって生きていることを実感したのです。自然に涙が出て、「助かったら、恩返しをしたい」と思っていました。

治療が終って17年後の2004年、事情があって親が

面倒を看られない子どもを預かるようになりました。それまで妻が「機会があれば社会に恩返ししたい」と考え、子育てを応援してほしい人を援助したり、児童養護施設の子どもで帰る場所のない子に家庭を体験させる活動や一時保護などを経験し、里親にいきました。

岩崎さんは、災害ボランティアも行っています。2004年の中越地震に初めて参加し、集中豪雨や地震が起こると出かけて、多くの人に出会い、多くのことを得ています。無理をしないで、ふつうの人がふつうにできることをしてたどりついた行動でした。

題名の「今まで生きてきた中で一番幸せです」は、1992年バルセロナ・オリンピックで、次女恭子さん(14)が、女子平泳ぎ200メートルで優勝した時の言葉です。これが、岩崎さんの現在の心境です。

スーパー母さんダブリンを駆ける 一四〇人の子どもの里親になった女性の覚え書き

原題：A Heart So Big リオ・ホガーティ著 高橋歩訳 2016年発行 (株)未知谷 240ページ 定価：2,500円+税



現在76歳のリオさん、アイルランドの現役の里親。今も5人の子どもと一緒に暮らしています。世話をした子は、母親になってから140人、子どもに言わせれば、200人になります。

1990年代に里親になりましたが、それまでも家庭の事情で預かった子、家庭から飛び出した子などの世話をずっと行ってきました。始まりは11歳の時でした。友だちが身体に傷を受け、学校にお弁当を持ってこない日があり、家に3週間泊ませました。リオさんの親が調べてみると、父親に暴力を振るわれ、父親は仕事で稼いだお金を飲み代に使っていたのでした。母親が父親と離れて暮らすようになり、やっと落ち着いたのです。

22歳で結婚、2人の子の母親になって、友人と大型トラックの運転手として、マーケットに物を運送し

販売しました。トラックで訪れる場所には、路頭に迷う子どもたちが待っていて、食事を与え、家で寝場所を用意しました。教会の神父からの依頼もあり、北アイルランドからの子どもを受け入れた時は大変でした。総勢35人、到底リオさんの家では収まらず、近所を訪ねて歩き、20人を引き受けてもらい、残りは2歳から17歳の15人でした。それから10日ほどの間に、神父が滞在先を探し出してくれました。

2010年、アイルランドの慈善団体が主催するその年に最も活躍した個人に贈られる賞を受賞しました。受賞を機にラジオ、テレビ、新聞などの取材を受けるようになりました。これからもせわしい生活が続くでしょう。次は何をするのかな。

加藤 勝彦

編集後記 ●2016年は、後年、児童福祉の転換点として記録されることでしょうか。法改正を受け、検討会、ワーキンググループも活動を開始しています。里親会が持つ人材、知恵、経験、力量が試される時が来ます。(加藤) ●内外の大きな変化のなかで本紙110号を発行します。児童福祉法が改正され、里親や養親への期待が高まっています。これからも、読者の声を反映させて、より充実した内容にしていきます。(木ノ内)

里親だより 第110号 発行日 平成28年11月18日 発行：公益財団法人 全国里親会 発行人：河内 美舟

編集：木ノ内 博道・加藤 勝彦 印刷所：株式会社あーす

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp